

(公 印 省 略)
神 健 保 医 第 477 号
令 和 4 年 6 月 30 日

関係団体、医療機関 各位

神戸市保健所長 楠 信也

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の
一部を改正する法律等の公布について（周知依頼）

平素より本市の保健行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申しあげます。
標記のことについて、厚生労働省より通知がありましたのでお知らせいたします。
つきましては、貴下会員、職員等関係者へ通知内容を御周知いただきますようお願いいた
します。

記

1 通知文

令和4年5月20日薬生発 0520 第2号 厚生労働省医薬・生活衛生局長通知

2 概要

令和4年5月20日付で、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律」及び関係政省令が公布され、次の内容について改正が行われた。

ア 国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延等の事態における健康被害の拡大を防止するため、緊急時に新たな医薬品等を速やかに薬事承認する仕組みが整備され、令和4年5月20日付で施行された。

イ 処方情報及び調剤情報の即時的な一元管理を可能とする電子処方箋の仕組みが整備され、令和5年2月1日までの間において政令で定める日から施行することとされた。

医務薬務課 薬務担当
神戸市中央区加納町 6-5-1
TEL : 322-6796